

方向づけ（SD）をバーンアウトの構成要素と見定め、児童福祉司のキャリアのなかで遭遇しやすい困難としてストレスケア等の対処法を含み検討することが望まれる。そして、社会的助勢（SG）が新任期の支えとなり、専門性発達の促進要因となることを手掛かりとし、新任期における育成の在り方や研修等、個人の問題と捉えず組織的に対策を講じることが重要である。

また、今後新たに児童福祉司となる者の他分野でのソーシャルワーク経験が新任期からスタートレンゲスとして活かされるためには、子どもや保護者、その周囲を取り巻くあらゆる人々と協働する虐待対応の展開が望まれる。具体的には、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチをはじめとして、いくつかの手法があるが、多くの児相ではこれらのアプローチは部分的な導入に止まつており、本研究で調査を行ったA児相も同様である。これらのアプローチが一部に止まらず、組織の専門性の基礎となること、児童福祉司が歩む実践の柱として位置付くことが重要と考えられる。

本研究では、TEAを研究枠組みに用いて、児童福祉司の新任期の経験の意味付け方の変容過程とそこに影響を与えた心理的、社会的、環境的要因を明らかにした。調査協力者2名の個別性を提示出来た一方で、結果を統合的に把握するまでには至らなかつた。この点は本研究の限界である。今後はTEAの「1・4・9の法則」（安田ら2015b）を参考に、対象者を4名に増やして経験の多様性を把握し、9名によって経路の類型化を検証することが求められる。また、A自治体だけでなく他自治体の児相に対象を広げ、地域差の有無を捉える必要もあると考へる。今後実施を検討し、次なる研究に活かしていきたい。

## 付記

本論文は、2022年度に日本福祉大学大学

を考えられる。

## 5 本研究の限界と今後の課題

本研究では、TEAを研究枠組みに用いて、児童福祉司の新任期の経験の意味付け方の変容過程とそこに影響を与えた心理的、社会的、環境的要因を明らかにした。調査協力者2名の個別性を提示出来た一方で、結果を統合的に把握するまでには至らなかつた。この点は本研究の限界である。今後はTEAの「1・4・9の法則」（安田ら2015b）を参考に、対象者を4名に増やして経験の多様性を把握し、9名によって経路の類型化を検証することが求められる。また、A自治体だけでなく他自治体の児相に対象を広げ、地域差の有無を捉える必要もあると考へる。今後実施を検討し、次なる研究に活かしていきたい。

院社会福祉学研究科に提出した修士論文「新任児童福祉司のゆらぐ経験の意味付け方の変容過程」に加筆修正したものである。

## 文献

- 尾崎新編（1999）『「やさしさ」へのできる力』誠信書房  
「子ども家庭厅」（2023）「令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料  
佐々木大樹（2018）「児童相談所の役割変遷と課題」『京都大学大学院教育学研究科紀要』64、277-289  
高橋重宏、才村純、山本恒雄、ほか（2010）「児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究」（主任研究者高橋重宏）『日本子ども家庭総合研究所紀要』47、3-61  
安田裕子、サトウタツヤ（2015a）『ワードマップT EA理論編』新曜社  
安田裕子、サトウタツヤ（2015b）『ワードマップT EA実践編』新曜社

# フランスの要支援児童の移行プロセスと家庭への予防的支援の取り組み

日本学術振興会特別研究員 安發明子

（要旨）

本研究の目的は、フランスにおいてすべての子どもを対象とした第一次予防から、要支援となる第二次予防へと移行する理由づけや手続きについてのプロセスを明らかにすることである。フランスでは、日本の民法にあたる市民法で定める「心配」を基準に、対象の子どもがいる家族に2人のソーシャルワーカーによる3ヶ月間の集中的な支援の提案が行われ、心配が残り継続的な支援の必要性が親との合意もしくは司法によって決定されることで要支援が成立することが明らかになった。専門職が子どもの権利が保障されているか心配がなくなるまで確認するプロセスが示された。

## 1 研究の目的と概要

キーワード：フランス、第二次予防、子ども の権利

フランスは2007年の児童保護の法律以降、家庭における具体的な支援によって、子どもが望む限り親子分離をせず、子どもを取り巻く環境を整える予防中心の政策をとっている。第一次予防として、子どもに関わる公的機関に配置された専門職に、すべての妊娠中から18歳未満の子どもを対象として、子どもの権利が保障されていることを確認する役割を担わせている（連邦保健省、2019）。具体的には次のような場所である。

保育施設は民間機関が多いが、保健センターの抜き打ちチェックを受ける上に医師と心理士が毎週半日ずつ来て心理的身体的状況を確認しており、3歳からは義務教育である。図1「パリ県の要支援、要保護の子どもの支援形態」の左下「第一次予防」が該当部分である。パリ県の6歳から12歳の子どもの10%が学校ソーシャルワーカーによる継続的な支援を受けている（OPPE 2021）。パリ市と記載されることが多いが、児童保護は県の予算と権限であるため、この論文においてはパリ県と記載する。

第二次予防は日本の「要支援児童」にあたり、「心配」があるため予防として専門機関による継続支援の対象となることを指す。

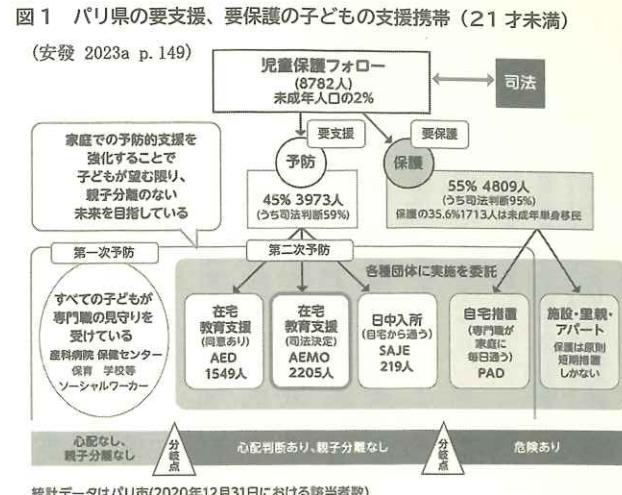
判断に利用される「心配」の基準とは、先の2007年の法律で「悪い扱い（maltraitance）」から置き換えたもので、日本の民法にあたる市民法375条が該当する。「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」である。図1にあるように、予防（リスク、要支援）45%と保護（危険、要保護）55%の対象となっている児童数は約半々であり、全国的にも未成年人口の1%ずつである（DREES 2022）。本研究の目的は、第一次予防から、第二次予防へと移行する理由づけや手続

刑法の半端を仰ぐ」とも役立つ。(CASH L226-3)。

### 3 調査結果

きについて明らかにすることである。

2 先行研究



3 研究方法

第二次予防への移行

第二次予防への移行プロセスを担うパリ県の「心配な情報統括部署（C R I P）」の責任者ヒアリング調査をおこない、資料を収集した（ヒアリング日時 A 2020.2.25, B 2021.2.8）。また、第二次予防を主に担う在宅教育支援機関にて資料調査をおこなった（調査実施時期 C 2021.6, D 2022.10）。在宅教育支援とは、民間機関が県の児童保護予算で実施し、国家資格を有する多職種チームで最低月5時間から毎週家庭に通い、家族の構成員それぞれの課題解決を支え「心配」がなくなることを目指す支援であり、第二次予防の94%がこの支援方法である。全国で同じ支援が行われ、「社会的教育」分野と称される。親の同意による在宅教育支援はA E D、子ども専門裁判官の命令による場合はA E M Oと呼び、パリ市では2020年12月31日時点でA E Dを受けている子どもが1,549人、A E M Oが2,205人である。支援内容は同じで

(2)

(2) 倫理的配慮  
フランスにおいては調査にあたり、調査先機関に調査計画書を提出し、機関の代表者と内容について精査し、承認が得られたら、機関が用意する「観察調査契約書」に調印するのが一般的な流れである。本研究においても機関代表と契約書の締結という方法を経て調査を実施している。機関名は事例の特定につながらないよう匿名であるものの、契約時期は2021年5月と2022年9月である。調査先においての配慮としては、調査対象となる家族への直接の聞き取りはないが、職員と対象家族に対し口頭で、調査目的で資料を閲覧し研究に使用すること、研究概要と倫理的配慮、知り得た情報の用途について説明し同意を求め、同意撤回が可能であることについても説明をしている。記録からは個人情報を関わる情報を除外し、執筆時には有名詞を変更するなど個人が特定されない配慮

あるが、この調査ではAEMOを対象とする。パリ県に5つあるAEMOのうち一番多くの子どもを担当している機関にて裁判の判決文や裁判に提出する支援報告書を閲覧した。この機関は近隣県も含め1万1,000人の子どもを900人の職員で対応している。今回はパリ県を調査対象としているので、他県においては運用において差異がある可能性がある。

子どもに関わる公的機関の専門職が子どもの権利を保障する役割を担つており、「心配」という証拠を必要としない予防的な基準を定め、児童保護目的であれば守秘義務から外れることが工夫されている点である。図2は「心配な情報」の連絡以降の流れを示したものである。

## (2) 「心配」に対する集中的な支援の提案と調査

「心配な情報」がCRIPに寄せられると、まずCRIPで割り振りをする。危険がある場合は、子ども専門裁判所の検事に伝達し、検事が24時間以内の保護を命令し、児童相談所ASEが警察未成年保護班が迎えに行く。その後2週間以内に裁判を行つて、その間にASEと警察未成年保護班は調査を行う。子ども専門裁判所は1945年に設立されたもので、子ども専門裁判官は裁判官資格を得た上で2年間、少年院や児童保護施設での実習を含む児童保護と非行分野の養成を受けている。また、裁判官は自身が担当する子どもの措置や委託先の機関を毎年一度半日間訪問して職員と意見交換することや、子どもにとつて適切な機関を選択できるようになっている(CRIP, 2021 C)。ASEは県が運営し、担当一人で26人の子ども、十数家庭を担当する。親からの依頼がない限りは裁判官が担当する。親からの依頼がない限りは裁判官

専門職は全国から同じ継続研修を受け、県による差や個人差が起きないようにしている。最終的に3ヶ月以内に提出される報告書には主に次の内容(表1)が記載される。

パリ県の2020年データでは、「心配な連絡」があつた4942人の子どもについて、「心配」があった4942人の子どもについて、「心配」がなくなるか、そもそも心配ではないとしてCRIPが第一次予防に引き継ぎ、対応が終了している。残る20%は親の同意のもと 在宅教育支援、21%は福祉事務所や保健センターなどによる継続支援が開始された。CRIPが対応したうちの31%は子ども専門裁判官の判断を仰いでいる(CRIP 2021)。

在宅教育支援は市民法375-2条の「常に可能な場合、未成年はそれまでの環境に居続けなければならない」そしてCASF L222-3条が法的根拠である。目的としては「子どもが根本的に必要とするもの、すなわち子どもの身体的・愛情・知的・社会的な成長を支え、健康・安全・精神・教育が守られること、それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする」と定められている(CASF L112-3)。フランスの労働者は週35時間勤務であることが、子ども一人に月5時間対応が必要である場合、会議などの時間も考慮し、一人の専門職が支援する子どもの数は26人という計算になり十

の親子分離の判断があつて初めて、子どもの受け入れ先を見つけるために親子に接触する。児童保護期間内の子どもの経過のフォローと、帰宅に向けた親支援が役割である。ASEは2週間の緊急一時保護の際の調査、成人に対する措置延長を除くと、未成年について調査も判断も担わない。保護措置は原則半年から一年の「一時的」な対応であり、長期の親子分離は行わないことになっている。保護の場合も近年では子どもが自宅にいるまま専門職が自宅に通い家族全員に関わる「自宅措置(PAD placement à domicile)」が優先されている。

危険はないが「心配」がある場合、3ヶ月以内の集中的な支援により「心配」がなくなることが目指される(CRIP, 2020 A)。パリ県の場合、福祉事務所や学校のソーシャルワーカーが担当することが多いが、2つの機関の、2種類の異なる専門職を中心となること、普段その家族と関わりがない専門職が担当することをCRIPは求めている。同居している全ての未成年を対象とし、子どもに関する情報を集め、提案した支援について親が受け入れる可能性を判断し、CRIPに報告書を提出する(CASF L226-3)。

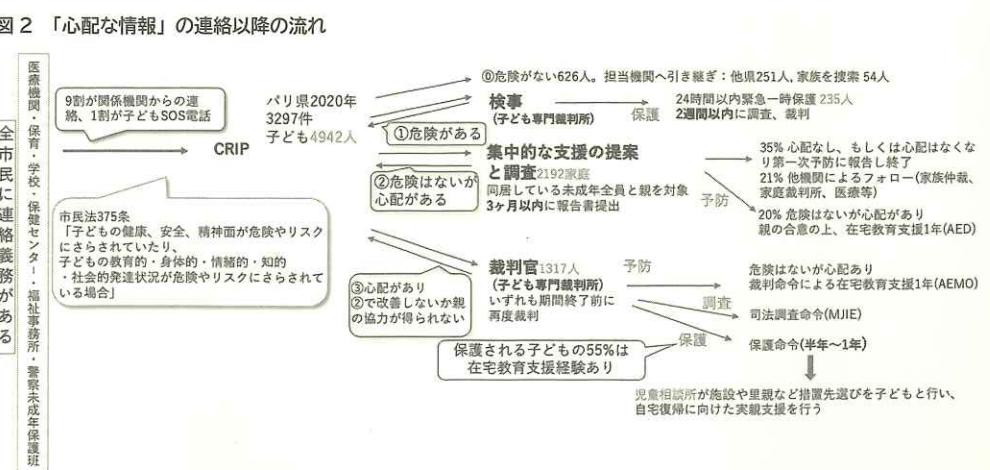
担当者2人が、家族それぞれに会い、関係機関と協働し、民間も含めた地域資源につなげて状況の改善を目指す。手順についてはフランス保健省が詳細に定めている。<sup>6)</sup>この任務を担当する

数家庭に相当する。必要に応じて、月10時間などと多く割り当てる子どももいる。半年か一年ごとに更新の判断をする。

## (3) 子どもの権利を守るために司法の利用

裁判官の判断を仰ぐことができる条件は「いかなる社会的支援も十分機能しなかつた、家族の拒否や協力が得られず支援ができなかつた、心配が残るのに状況について調査しきれない場合」。裁判官はすべての社会的支援を試したことを見認める」と定められている(CASF L226-4)。パリ県には各区に一人ずつ子ども専門裁判官がいる。パリ県の保護の95%、第二次予防の59%が司法命令によるものであり、半年や一年の命令期間が終わる前に裁判を再度実施することで心配がなくなるまで裁判官が見届ける。司法命令による在宅教育支援(以下、AEMO)<sup>7)</sup>の資料を見ると、CRIPから裁判所への連絡後1ヶ月以内に裁判、数日後にAEMOにメールで命令文が届いている。第二次予防の場合は裁判官が委託先機関を指定するのでASEは関与しない。AEMOと裁判官は子どもの対応について日々電話でやりとりをしているため、裁判官はAEMO各機関の空き状況を把握している。

より詳しく状況を知る必要がある場合、裁判官は司法的調査命令を出し、県の児童保護予算も学校からの「心配な情報」を契機として、集中的な支援の提案と調査、親の同意による在宅教育支援AEDが実施されている。公立病院が運営し無料の心理ケアを受けられる「ティーン



(出所: CRIP, 2021 B 調査をもとに筆者作成)

「エイジヤーの家」や、公立の精神科病院により各区に設置されており親子のケアを担う心理医療センターにも行き始めたが、継続的なケアには至らなかつたもの心配な状況は解消されとしてAEDは終了している。この経緯があるため、15歳のとき子ども専門裁判官は6ヶ月間のMJI Eを命じている。

MJI E命令の判決文に目的は「マノンと親を支える方法を探すこと」と記載されている。半年間の支援で解決には至らなかつたが、23ページにわたる報告書には「安定していくにでできる教育的なロールモデルとなる大人がマノンに必要」とAEMOを提案している。

MJI E命令の判決文に目的は「マノンと親を支える方法を探すこと」と記載されている。半年間の支援で解決には至らなかつたが、23ページにわたる報告書には「安定していくにでできる教育的なロールモデルとなる大人がマノンに必要」とAEMOを提案している。

マノンの事例により、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお心配があるためCRIPに連絡をし、3ヶ月の支援に続く第二次予防のAED（親の同意あり）が実施され、また再び学校からCRIPへの連絡があり、今度は司法命令によるMJIE、結果的に司法命令による第二次予防のAEMO実施という流れを確認することができた。問題行動について退学や施設入所など強制的な隔離や分離ではなく、両親の親役割を支え、子ども権利を保障する試みがなされていることがわかる。マノンの状況について中心となりケアをコーディネートする機関がその時々で明確である様子も確認された。一方で裁判の実施などいくつの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは外国の祖父母宅に転居することを決め高校を移り、状況が落ちき高校のソーシャルワーカーに引き継いでAEMOが終了した。

学業を犠牲にすることで自身の居心地の悪さを表現している。両親だけではマノンを助けることができない状況なので、両親とともに状況改善に取り組みマノンを支える。学習のやり直しと進路選択を専門とする機関を試すこと、マノンが心理セラピーを受けられるようになると」と書かれていた。

マノンの事例により、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお心配があるためCRIPに連絡をし、3ヶ月の支援に続く第二次予防のAED（親の同意あり）が実施され、また再び学校からCRIPへの連絡があり、今度は司法命令によるMJIE、結果的に司法命令による第二次予防のAEMO実施という流れを確認することができた。問題行動について退学や施設入所など強制的な隔離や分離ではなく、両親の親役割を支え、子ども権利を保障する試みがなされていることがわかる。マノンの状況について中心となりケアをコーディネートする機関がその時々で明確である様子も確認された。一方で裁判の実施などいくつの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは外国の祖父母宅に転居することを決め高校を移り、状況が落ちき高校のソーシャルワーカーに引き継いでAEMOが終了した。

表1「心配な情報」に続く集中的支援と調査の報告書に記載される内容(CRIPへの調査B)

1. 生活環境、社会的・文化的状況：経済状況、家族の歴史、子どもの生活の状況、いつ誰と生活しているか、住居と子どものための空間、家族の状況と近隣や親族の支えの有無。
2. 健康と子どもの成長：子どもの成長の状況と健康、必要な医療にかかっているか。
3. 親としての役割の実践状況：両親各々の状況、両親が子どものニーズを把握し応えられるか、兄弟の関係性、家庭環境、子どもそれぞれが誰と愛着関係を築いているか、親の子どもへの教育的な関わりと親子関係。
4. 外部からのサポートに親は参加できるか：心配な情報の内容と現状理解を共有し話し合え、解決方法を共に探し、家族は外部のサポートを受け参加することができるか。
5. 状況の特徴と目的の決定：危険と保護の必要性の特定、子どもの希望、親の希望。子どもの成長への影響、子どもへのインパクト。
6. 結論と、サポートの提案もしくは保護措置の提案：子どもが表現する希望、親の希望、専門職による評価、今後サポートを必要とする場合は目的の特定、または措置の提案。

表2(マノンの事例)「心配な情報」の連絡から、支援終了までの流れ

2019年10月 学校からCRIPへ「心配な情報」の連絡、集中的な支援の提案と調査(15歳)  
2020年2月 子ども専門裁判所によるMJIE 6ヶ月間の命令、MJIE実施  
2020年12月 子ども専門裁判所によるAEMO開始の決定(コロナで裁判時期遅延)(16歳)  
2021年1月～2022年1月 AEMO実施(第二次予防、要支援)  
2022年2月 AEMO終了

エイジヤーの家」や、公立の精神科病院により各区に設置されており親子のケアを担う心理医療センターにも行き始めたが、継続的なケアには至らなかつたもの心配な状況は解消されとしてAEDは終了している。この経緯があるため、15歳のとき子ども専門裁判官は6ヶ月間のMJI Eを命じている。

MJI E命令の判決文に目的は「マノンと親を支える方法を探すこと」と記載されている。半年間の支援で解決には至らなかつたが、23ページにわたる報告書には「安定していくにでできる教育的なロールモデルとなる大人がマノンに必要」とAEMOを提案している。

マノンの事例により、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお心配があるためCRIPに連絡をし、3ヶ月の支援に続く第二次予防のAED（親の同意あり）が実施され、また再び学校からCRIPへの連絡があり、今度は司法命令によるMJIE、結果的に司法命令による第二次予防のAEMO実施という流れを確認することができた。問題行動について退学や施設入所など強制的な隔離や分離ではなく、両親の親役割を支え、子ども権利を保障する試みがなされていることがわかる。マノンの状況について中心となりケアをコーディネートする機関がその時々で明確である様子も確認された。一方で裁判の実施などいくつの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは外国の祖父母宅に転居することを決め高校を移り、状況が落ちき高校のソーシャルワーカーに引き継いでAEMOが終了した。

マノンの事例により、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお心配があるためCRIPに連絡をし、3ヶ月の支援に続く第二次予防のAED（親の同意あり）が実施され、また再び学校からCRIPへの連絡があり、今度は司法命令によるMJIE、結果的に司法命令による第二次予防のAEMO実施という流れを確認することができた。問題行動について退学や施設入所など強制的な隔離や分離ではなく、両親の親役割を支え、子ども権利を保障する試みがなされていることがわかる。マノンの状況について中心となりケアをコーディネートする機関がその時々で明確である様子も確認された。一方で裁判の実施などいくつの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは外国の祖父母宅に転居することを決め高校を移り、状況が落ちき高校のソーシャルワーカーに引き継いでAEMOが終了した。

マノンの事例により、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお心配があるためCRIPに連絡をし、3ヶ月の支援に続く第二次予防のAED（親の同意あり）が実施され、また再び学校からCRIPへの連絡があり、今度は司法命令によるMJIE、結果的に司法命令による第二次予防のAEMO実施という流れを確認することができた。問題行動について退学や施設入所など強制的な隔離や分離ではなく、両親の親役割を支え、子ども権利を保障する試みがなされていることがわかる。マノンの状況について中心となりケアをコーディネートする機関がその時々で明確である様子も確認された。一方で裁判の実施などいくつの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは外国の祖父母宅に転居することを決め高校を移り、状況が落ちき高校のソーシャルワーカーに引き継いでAEMOが終了した。

として「両親は学校からの電話が着信拒否になつておらず、マノンを学校の被害者であると認識している」「両親間が離別と同居を繰り返していること、離婚の理由を夫婦間の問題ではなく「マノンのため」と子どもに責任を負わせておる」と書かれている。両親ともに「問題は我々だとわかっている」と罪悪感を表現しておる親としての役割を放棄してはいないものの、親としてできることについての話し合いを提案しても参加しないと記録している。マノンは母に「外面を気にして、自分が入院したときも周りには旅行と話していた」「私の苦しみを認めたことがない」とし、父について「自分の悩みで手一杯で、私にはプレゼントをあげればいいと思っている」と言い、学校については「これまでしてきたことは、退学になりたいから」と言いながらたくさん泣いていたと記されている。マノンは寮や施設に入る提案も心理士による抜き書きし、支援の経過を振り返る。

学校からの報告は「攻撃性は悪化している、母は手におえない」と心配しているが、対応は表面的にすぎず家族から離した方がいいのではないか」とあり、病院からの報告は「依存性物質の摂取による入院や自殺未遂があつた」とある。両親との合計9回の面談結果

裁判はまず裁判官が子どもと1対1で10分ほど話した上で両親やMJI Eの担当者も出席して行われる。子ども専門裁判官はMJI Eの報告書とマノンから直接聞いた意見をふまえ、AEMOを命令した。その判決文には「マノンは認められ、専門機関による継続支援が開始されることである。着目すべき点は、それぞれの時点でのケアのコーディネート役を担っているのがどの機関か明らかであること、第一次予防を担う機関が具体的な支援の提案を試すことが求められること、心配な情報のあとも調査のみではなく集中的な支援を行うことでそもそも要支援にならないことを目指していること、必要に応じて司法の判断も仰ぐこと、継続支援も半年か一年ごとに再度判断することで子どもの権利が守られているか、その都度状況を確認する仕組みにしていることである。親任せや、家族の自己責任にすることなく、専門職が心配がなくなりまでケアをコーディネートするプロセスを確認することができた。今回の事例研究は単一事例のみ対象として分析したものである。今後は複数事例を分析対象とし、どのような移行プロセスを辿ったのか、代表的な支援パターンを複数示すことや、子どもの権利保障として効果的であると捉えられる点、そして課題点も明確にすることを研究課題としたい。

本研究において明らかになつたことは、フランスにおいて「心配の情報」がCRIPに届き、3ヶ月間の集中的な支援の提案と調査が行われ、それでも心配が解決されず親との合意のもと、もしくは、司法による判断をもとに継続的な支援の決定が行われることで要支援の必要性が確

注  
1) <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000823100/> (2023.10.25最終閲覧)

2) 「日常的な感覚を基準とする」と重視しているため「憂慮」ではなく「心配」とする。

- 3) L'aide sociale à l'enfance への山口監修 「Hébergement de l'enfant dans une famille d'accueil」。日本式似た機能を型の機関せ組  
童相談所における。
- 4) 社会福祉家族法 CASF Code de l'action sociale et des familles.  
<https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l-enfance-80> (2023.10.25 最終確認) →
- 5) https://www.has-sante.fr/jcms/p\_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-referenve (2023.10.25 最終確認)
- 6) https://www.has-sante.fr/jcms/p\_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-referenve (2023.10.25 最終確認)
- 7) AEMO Aide éducative en milieu ouvert の通説が開かれた環境での教育的支援であるため、育成養育扶助ではなく在宅教育支援とする。教育とは「生むためのノウハウ、社会内で生きるための力を身に

# 児童養護施設における恋愛・交際・性行動への支援の現状について —職員へのインタビュー調査による支援過程の分析

**概要**

児童養護施設入所児童の恋愛・交際・性行動への支援状況を明らかにするため、職員へ半構造化面接調査を行い、支援の展開過程を分析した。支援には、肯定的に捉えると同時にリスクを回避する方針のもと、ある程度の基準を拠り所に認識や価値観を共有して教育的支援を行いつつ、日々の関わりの中で異変を察知し全人格を用いて向き合うことが求められる。この両極の支援が必要とされ、矛盾を孕んだ中で常に摸索し続ける状況があるのだ。

**金子愛果 (かねこあいか)**  
長野県飯田児童相談所 児童福祉士

**山崎康一郎**  
日本福祉大学社会福祉学部 大阪人間科学大学心理学部

**荒屋昌弘**  
日本福祉大学社会福祉学部 心理学部

**研究の背景および目的**

(1) 思春期・青年期の恋愛の発達および関係性における特徴と問題

デントイティが未確立であるため、自分自身に关心が集中し、結果として未熟な恋愛関係を構築してしまい、恋人との平等かつ適切な距離が欠如するという特徴がある（吉岡他2015）。

また、恋愛は制御困難な性的側面をあわせ持つ。青年が性に対して許容的になつているため、交際している相手との性のあり方が、具体的で切実な問題になり、高校生の性交は、身近な大人に対する不適応によつて生じた逃避行動としての意味を有し、セックスは家庭や学校からの逃げ場として心理的に機能している（松井1996）。

関係性についてみると、逃避型愛着スタイルの人には、他者との親和、愛着的な相互作用を避けたがり、アンビバレンント型愛着スタイル的人は関係への不安が高く、他者から必要以上の親密さを獲得しようとして、現状の親密さを過小評価しやすい（金政・大坊2003）。また、一部のDVやアルコール依存症の問題を持つ者は分離を拒絶し、共依存と呼ばれる関係を構築する（小松原2019）。共依存症者には、他者支配、他者との境界線の欠如、低い自己肯定感等の特徴があり、その要因は乳幼児期における養育者との関係や環境にあり、生活の中で人と対等な立場に身を置くことが苦手である（柿澤2020）。このように、恋愛や性的な行動（性行動と表記）は健全で対等な対人関係を形